

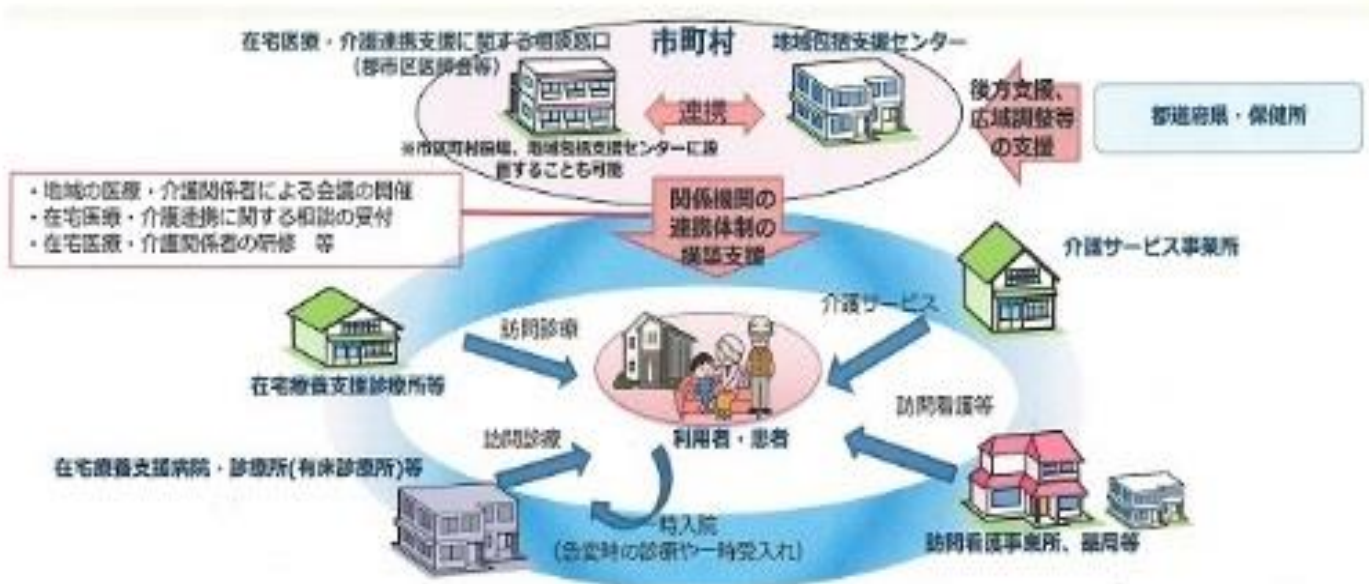
## 【いちき串木野市医師会 在宅医療・介護連携推進事業】

在宅医療と介護を一体的に提供するための支援としてこれまでにH23・24年度「在宅医療連携拠点事業」平成25～27年度「在宅医療連携推進事業」が実施されてきました。これらの成果を踏まえ平成27年度から介護保険法の地域支援事業の枠組みの中で「在宅医療・介護連携推進事業」として位置づけられ全国的に取り組むことになりました。

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう在宅医療機と介護を一体的に提供するために居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することを目的としています。

いちき串木野市医師会は平成28年度4月にいちき串木野市よりこの事業の委託を受け、事務局を医師会に設置し取組みを開始しました。

### 関係機関との連携、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築図



#### 在宅療養を支える関係機関

- ・病院・在宅療養支援病院・診療所（有床診療所）等（急変時の診療・一時的な入院の受け入れの実施）
- ・診療所・在宅療養支援診療所・歯科診療所等（定期的な訪問診療棟の実施）
- ・訪問看護事業所、薬局（医療機関と連携し、服薬管理や点滴・〇〇処置等の医療処置、看取りケアの実施等）
- ・介護サービス事業所（入浴、排せつ、食事等の介護の実施）

地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護（地域包括ケアシステム）の構築を目指したいと考えています。